

国土交通省が発注する車両管理業務の入札参加業者らに対する
排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成21年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務^(注1)の入札参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った(違反行為については別添排除措置命令書参照。)

また、前記違反行為のうち北海道開発局において発注する車両管理業務に係るものに関し、国土交通省の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、前記違反行為のうち北海道開発局並びに東北、関東、北陸、中部及び九州の各地方整備局において発注する車両管理業務に係るものに関し、入札参加業者が役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が関与していた事実が認められたため、本日、国土交通省に対し、必要な措置を採るよう要請を行った。

(注1) 契約で定めた一定期間、顧客が保有する車両の運転、点検整備等を行う業務(他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。)をいう。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

- 1 違反事業者名，排除措置命令及び課徴金納付命令の受命件数並びに課徴金額
(違反事業者の詳細等については別表のとおり。)

番号	違反事業者名	排除措置命令受命件数	課徴金納付命令受命件数	課徴金額(合計)
1	日本道路興運株式会社	9件	9件	16億3306万円
2	北協連絡車管理株式会社	1件	1件	3億0053万円
3	日本総合サービス株式会社	9件	9件	2億7749万円
4	大新東株式会社	7件	7件	2億0645万円
5	ムサシ興発株式会社	1件	1件	6493万円
6	株式会社日経サービス	1件	1件	4113万円
7	株式会社セノン	3件	1件	2506万円
8	株式会社安全エンタープライズ	1件	1件	2148万円
9	株式会社ニシノ建設管理	1件	1件	1651万円
10	株式会社アクアテルス	1件	1件	1635万円
11	株式会社関東ロードメンテナンス	-	-	-
合計				26億0299万円

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査
電話 03-3581-4960(直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

- (注2) 表中の株式会社関東ロードメンテナンスは、平成20年4月30日付けで解散の決議を行い、事業活動の全部を取りやめており、同年7月29日付けで清算が終了している。
- (注3) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

2 違反行為の概要

(1) 本件においては、北海道開発局及び各地方整備局ごとに、次の各違反行為が認められた。

ア 北海道開発局において発注する車両管理業務

北協連絡車管理^(注4)、日本道路興運、大新東及び日本総合サービスの4社は、北海道開発局発注の特定車両管理業務^(注5)について、遅くとも平成14年3月19日以降^(注6)共同して、受注価格の低落防止等を図るため、北協連絡車管理の専務^(注7)が落札予定者として選定した者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、北海道開発局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

イ 各地方整備局において発注する車両管理業務

下表の「違反事業者名」欄記載の事業者は、「地方整備局名」欄記載の地方整備局発注の特定車両管理業務^(注8)について、それぞれ、遅くとも平成17年1月1日以降^(注9)共同して、受注価格の低落防止等を図るため、既存業者^(注10)を受注予定者とするなどして受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの地方整備局発注の車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

地方整備局名	違反事業者名
東北地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東 セノン
関東地方整備局	日本道路興運 ムサシ興発 大新東 日本総合サービス 安全エンタープライズ ニシノ建設管理 関東ロードメンテナンス
北陸地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東
中部地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス セノン 大新東
近畿地方整備局	日本道路興運 大新東 日経サービス 日本総合サービス アクアテルス
中国地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス
四国地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス
九州地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東 セノン

(2) 北協連絡車管理は前記(1)アの北海道開発局発注の特定車両管理業務の大部分を受注し、日本道路興運及び日本総合サービスの2社は前記(1)イの各地方整備局発注の特定車両管理業務について、地方整備局ごとに、その過半ないし全部を受注していたところ、本件においては、これら3社が自社の役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が、それぞれ、他の入札参加業者との間で前記(1)アの違反行為並びに前記(1)イの表の から まで及び の各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行っていた事実が認められた。

(注4) 事業者名は以下すべて「株式会社」を省略して表記している。

- (注5) 国土交通省が北海道開発局の各開発建設部の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。
- (注6) 大新東にあつては平成15年3月11日以降の行為である。
- (注7) 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であつて、平成17年5月27日までは北協連絡車管理の常務取締役、同日から平成19年6月5日までは専務取締役、同年7月1日から平成20年6月30日までは顧問の職にあつた者をいう。
- (注8) 地方整備局発注の特定車両管理業務とは、国土交通省が各地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。
- (注9) 東北地方整備局発注の特定車両管理業務について、大新東にあつては遅くとも平成18年3月24日以降、セノンにあつては遅くとも平成20年3月25日以降、関東地方整備局発注の特定車両管理業務について、関東ロードメンテナンスにあつては平成20年4月30日までの間、九州地方整備局発注の特定車両管理業務について、大新東にあつては遅くとも平成19年3月30日以降、セノンにあつては遅くとも平成20年3月26日以降の行為である。
- (注10) 事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。

3 排除措置命令の概要

前記2(1)の北海道開発局及び各地方整備局における違反行為ごとに、以下のとおり排除措置命令を行った。

- (1) 排除措置命令の対象事業者(以下「名あて人」という。)は、それぞれ、前記2(1)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記2(1)の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会等において決議しなければならない。
- (2) 名あて人は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く名あて人及び北海道開発局又は各地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 名あて人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成21年9月24日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額(総額26億299万円)を支払わなければならない。

第2 国土交通大臣に対する改善措置要求等について

1 入札談合等関与行為の概要

前記第1の2(1)アの違反行為に関し、国土交通省の北海道開発局開発監理部の部長又は次長が、北協連絡車管理の社長^(注11)に対し、また、同部総務課事務管理班の班長又は開発専門官が、北協連絡車管理の専務に対し、北海道開発局発注の特定車両管理業務のうち少なくとも平成14年度から平成18年度まで^(注12)に実施されたものについて、毎年、当該車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等が置かれている開発建設部の名称若しくは当該事務所等の名称を教示していた事実が認められた。

(注11) 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であつて、平成18年6月2日まで北協連絡車管理の代表取締役社長の職にあつた者をいう。

(注12) 平成13年度以前に実施された車両管理業務についてはすべての事務所等において随意契約の方法により発注していたところ、平成14年度に実施された車両管理業務について一部の事務所等において指名競争入札の方法により発注し、以降順次指名競争入札の方法により発注する事務所等の範囲を拡大して、平成18年度以降に実施された車両管理業務についてはすべての事務所等において指名競争入札の方法により発注していた。

2 該当法条及び改善措置要求等

国土交通省の職員による前記1の行為は，入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し，入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，公正取引委員会は，国土交通大臣に対し，入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき，今後，前記1の行為と同様の行為が生じないよう，北海道開発局発注の特定車両管理業務について，当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めるとともに，この求めに応じて同条第4項の規定に基づき国土交通大臣が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第6項の規定に基づき公正取引委員会に通知するよう求めた。

また，会計検査院に対して，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，通知を行った。

第3 国土交通省に対する要請について

1 要請の対象となった行為の概要

前記第1の2(1)アの違反行為並びに前記第1の2(1)イの表の から まで及び の各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為に関し，名あて人のうち北協連絡車管理，日本道路興運及び日本総合サービスの3社が受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が，それぞれ，他の入札参加業者との間で当該各違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行うなど，当該各違反行為に関与していた事実が認められた。

2 要請の概要

公正取引委員会は，国土交通省に対し，国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務について，今後，国土交通省の職員が退職後に前記1の行為と同様の行為をすることがないようにするために必要な措置を採ることを要請した。

番号	事業者名 本店の所在地 代表者	排除措置命令の有無及び課徴金額 (上段:排除措置命令,下段:課徴金額(万円))									合計 (万円)
		北海道 開発局	東北地方 整備局	関東地方 整備局	北陸地方 整備局	中部地方 整備局	近畿地方 整備局	中国地方 整備局	四国地方 整備局	九州地方 整備局	
1	日本道路興運株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目6番3号 代表取締役 山口 哲也										9件
		8,423	15,935	27,392	15,890	28,945	20,803	11,816	12,795	21,307	163,306
2	北協連絡車管理株式会社 札幌市北区北十一条西二丁目10番地4 セントラル札幌北ビル 代表取締役 坂下 正博										1件
		30,053									30,053
3	日本総合サービス株式会社 東京都品川区西五反田七丁目10番4号 代表取締役 渡邊 五郎										9件
		874	7,724	2,978	1,604	2,840	1,729	1,964	1,764	6,272	27,749
4	大新東株式会社 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 代表取締役 玉山 雅之										7件
		6,319	1,174	3,689	845	508	7,688			422	20,645
5	ムサシ興発株式会社 埼玉県八潮市大字木曾根506番地 代表取締役 新井 典										1件
				6,493							6,493
6	株式会社日経サービス 大阪市中央区南船場一丁目17番10号 代表取締役 近藤 泰章										1件
							4,113				4,113
7	株式会社セノン 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 代表取締役 入間川幸道										3件
			-			2,506				-	2,506
8	株式会社安全エンタープライズ 長野市稲葉916番地 代表取締役 原田 千幸										1件
				2,148							2,148
9	株式会社ニシノ建設管理 山梨県甲斐市竜王1488番地2 代表取締役 西野 健二										1件
				1,651							1,651
10	株式会社アクアテルス さいたま市中央区新都心5番地2 代表取締役 塩入 淑史										1件
							1,635				1,635
11	株式会社関東ロードメンテナンス(注3) 栃木県小山市駅南町二丁目26番地2 旭ビル			-							-
				-							-
違反事業者数		4社	4社	7社	3社	4社	5社	2社	2社	4社	35社
排除措置命令対象事業者数		4社	4社	6社	3社	4社	5社	2社	2社	4社	34社
課徴金納付命令対象事業者数		4社	3社	6社	3社	4社	5社	2社	2社	3社	32社
課徴金額合計		45,669	24,833	44,351	18,339	34,799	35,968	13,780	14,559	28,001	260,299

(注1) 表中の「」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 株式会社関東ロードメンテナンスは、平成20年4月30日付けで解散の決議を行い、事業活動の全部を取りやめており、同年7月29日付けで清算が終了している。

1 過去の入札談合等関与行為防止法適用事件

件名 措置年月日 (審決年月日)		内容
札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する件	平成20年(措)第18号 三菱電機(株)ほか7社 に対する件 平成20年10月29日	札幌市発注の特定電気設備工事について、当該工事の入札前に、札幌市の職員から落札予定者として意向を示された者を受注予定者とし、受注予定者が受注できるようにしていた。
国土交通省が発注する水門設備工事の入札参加業者らに対する件	平成19年(措)第2号 石川島播磨重工業(株) ほか9社に対する件 平成19年3月8日	国土交通省が各地方整備局において一般競争入札等の方法により発注するダム用水門設備の新設工事(既設のダムに新規に水門設備を制作し据え付ける工事を含む。)、更新工事、改造工事、修繕工事及び取替工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
	平成19年(措)第3号 (株)栗本鐵工所ほか14社 に対する件 平成19年3月8日	国土交通省が各地方整備局において一般競争入札等の方法により発注する河川用水門設備の新設工事、更新工事、改造工事、修繕工事及び取替工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対する件	平成17年(勸)第13号 三菱重工業(株)ほか44社 に対する件 平成17年9月29日 (平成17年11月18日等)	日本道路公団が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対する件	平成16年(勸)第23号 (株)本間組ほか54社 に対する件 平成16年7月28日 (平成17年12月2日等)	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注する推進工法又はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
	平成16年(勸)第24号 (株)佐藤企業ほか47社 に対する件 平成16年7月28日 (平成16年9月17日等)	新潟市が公募型指名競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを指名して発注する開削工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
	平成16年(勸)第25号 (株)本間組ほか55名 に対する件 平成16年7月28日 (平成16年9月17日等)	新潟市が制限付一般競争入札等の方法により発注するAの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

件名 措置年月日 (審決年月日)		内容
岩見沢市が 発注する建 設工事の入 札参加業者 に対する件	平成15年(勸)第1号 及川産業(株)ほか45社 に対する件 平成15年1月30日 (平成15年3月11日)	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する一般土木・造園 工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受 注できるようにしていた。
岩見沢市が 発注する建 設工事の入 札参加業者 に対する件	平成15年(勸)第2号 (株)カツイほか41名 に対する件 平成15年1月30日 (平成15年3月11日)	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する建築工事につい て、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。
岩見沢市が 発注する建 設工事の入 札参加業者 に対する件	平成15年(勸)第3号 道央興産(株)ほか16社 に対する件 平成15年1月30日 (平成15年3月11日)	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する管工事につい て、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。
岩見沢市が 発注する建 設工事の入 札参加業者 に対する件	平成15年(勸)第4号 北立舗道(株)ほか15社 に対する件 平成15年1月30日 (平成15年3月11日)	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注するほ装工事につい て、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。
岩見沢市が 発注する建 設工事の入 札参加業者 に対する件	平成15年(勸)第5号 千葉電気工事(株)ほか 16名に対する件 平成15年1月30日 (平成15年3月11日)	岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する電気工事につい て、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。

2 参照条文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

〔定義〕

第二条 (略)

~ (略)

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

~ (略)

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 (略)

公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から三年を経過したときは、この限りでない。

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

～㉑（略）

ただし、平成十七年改正法附則第五条（課徴金に関する経過措置）の規定により、違反行為のうち施行日前に係るものについての「課徴金の額の計算」については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）の規定による。

平成十七年改正法附則（抄）

（課徴金に関する経過措置）

第五条 （略）

2 前条第二項に規定する違反行為について新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計算（売上額に乗ずる率に限る。）については、なお従前の例による。

3～6 （略）

旧法の規定

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六（小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

～ （略）

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（抄）

（平成十四年七月三十一日法律第百一号）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一～二（略）

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四（略）

（各省各庁の長等に対する改善措置の要求等）

第三条（略）

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があつたと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3（略）

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があつたことが明らかとなつたときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5（略）

6 各省各庁の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7（略）

3 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2）。ただし、平成17年改正法附則第5条の規定により、違反行為のうち施行日前に係るものについての「課徴金の額の計算（売上額に乗ずる率に限る。）」については、旧法の規定による。）。

（注）カルテル・談合をした会社が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された会社に課徴金の納付を命ずる（第7条の2）。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

（注）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2）。

イ 課徴金算定率（（ ）内は、旧法の規定による課徴金算定率。）

業種	大企業			中小企業		
		早期解消	再度の違反		早期解消	再度の違反
製造業等	10% (6%)	8%	15%	4% (3%)	3.2%	6%
小売業	3% (2%)	2.4%	4.5%	1.2% (1%)	1%	1.8%
卸売業	2% (1%)	1.6%	3%	1% (1%)	0.8%	1.5%

（注）1 早期解消の課徴金算定率は、調査開始日の1か月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が再度の違反事業者である場合には適用されない（第7条の2）。

2 再度の違反の課徴金算定率は、調査開始日からさかのぼり10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2）。

3 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額）から、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2）。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2）。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の2～）。

調査開始日前の1番目の申請者	=	課徴金納付を免除	} 合計3社まで
調査開始日前の2番目の申請者	=	課徴金額を50%減額	
調査開始日前の3番目の申請者	=	課徴金額を30%減額	
調査開始日以後の申請者	=	課徴金額を30%減額	

（注）課徴金納付命令等がなされるまでの間、公正取引委員会の求めに応じ、違反行為に係る事実の報告等を追加して行わないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2・）。